

警察官の管外居住の運用について

令和 8 年 4 月 2 7 日
大通達甲（警務）第12号
警務部長から本部各課・所・
隊長、警察学校長、各警察署
長宛て

（概 要）

この通達は、大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）第18条第1項ただし書の規定に基づく警察官の管外居住に関し、必要な事項を定めたものである。